

# 特定機能病院の届出可能な特定入院料

2020年3月5日資料及び3月23日告示をもとに作成

2020年度改定前			2020年度改定後	
救命救急入院料 特定集中治療室管理料 ハイケアユニット入院医療管理料 等	○	⇒	救命救急入院料 特定集中治療室管理料 ハイケアユニット入院医療管理料 等	○
新生児特定集中治療室管理料 小児特定集中治療室管理料 等	○	⇒	新生児特定集中治療室管理料 小児特定集中治療室管理料 等	○
小児入院医療管理料1～5	○	⇒	小児入院医療管理料1	○
			小児入院医療管理料2	○
			小児入院医療管理料3	○
			小児入院医療管理料4	○
			小児入院医療管理料5	×
回復期リハビリテーション病棟入院料	○	⇒	回復期リハビリテーション病棟入院料	×
地域包括ケア病棟入院料	×	⇒	地域包括ケア病棟入院料	×

## [経過措置]

令和2年3月31日時点で現に小児入院医療管理料5又は回復期リハビリテーション病棟入院料を届け出ている病棟については、令和4年3月31日まで引き続き届出できるものとする。